

公立大学法人福岡県立大学特別奨学金の創設について

1. 特別奨学金の趣旨・目的

この度、福岡県立大学では、学費負担者が被災したり、病気で働けなくなった等の理由により経済的に学生が修学を継続することが困難となった場合、大学が学生の学費・生活費を援助する特別奨学金を創設しました。

2. 特別奨学金制度の概要

(1) 対象となる学生

学費負担者が被災したり、失職や破産をした場合、あるいは病気で働けなくなったり、死亡した場合、その他これに準ずる場合に、家計が急変し、修学継続が困難となった学生（大学院生を含む。以下同じ。）を対象とします。

(2) 特別奨学金の額

特別奨学金は、無利子貸与とし、10万円、20万円又は30万円の3種類の中から申請者が選択した金額を、一時金として貸与します。

また、貸与総額が30万円を超えない範囲で、毎年度1回申請できます。

(3) 奨学生の人数

特別奨学金を貸与される奨学生の人数は、毎年度、理事長が予算の範囲内で決定します。

(4) 特別奨学金の申請

特別奨学金の貸与を希望する学生は、随時、所定の特別奨学金貸与申請書に必要書類を添えて申請することができます。

(5) 特別奨学金の返還

特別奨学金は、貸与翌月から卒業（又は修了）後5年を経過するまでの間に全額返還しなければなりません。

(6) 返還猶予及び返還免除

奨学生（奨学生であった者を含む。以下同じ。）が、災害又は傷病のため奨学金の返還猶予を願い出たときは、相当と認める期間猶予します。

また、奨学生が死亡した場合、心身の障害等により就労できなくなった場合、その他特別な事情がある場合、奨学金の返還を免除します。